

(案)

国運審第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会长 堀川 義弘

答 申 書

遠州鉄道株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の
運賃の上限変更の認可申請について

令5第5003号

令和5年2月15日付け国自旅第414号をもって諮問された上記の事案については、令和5年5月25日静岡県において公聴会を開催し、審議した結果、次のとおり答申する。

(案)

主 文

遠州鉄道株式会社からの申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適當である。

キロ当たり賃率48円00銭に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の2キロメートルまでの間についてはその2倍、2キロメートルを超える5キロメートルまでの間についてはその1倍、5キロメートルを超える10キロメートルまでの間についてはその0.9倍、10キロメートルを超える15キロメートルまでの間についてはその0.75倍、15キロメートルを超える部分についてはその0.65倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、150円とする。

理 由

1. 申請者は、平成27年10月に収支改善を目的とした運賃改定を行った後、令和元年10月に消費税改定に伴う税負担の転嫁を図るための運賃改定を行っている。その間も申請者は、人口減少等の影響によって輸送需要の減少が続くなど厳しい経営環境に置かれており、旅客動向に応じたダイヤ改正や不採算路線の縮小・廃止を行うとともに、拠点の統廃合や業務改善を通じて間接部門人員を節減するなど、経費の抑制を図ってきた。

しかし、深刻な運転者不足に対応するための要員確保に伴う人件費の増加のほか、燃料価格の上昇や安全確保のために必要な車両更新の費用の増加等により、運行にかかるコストは増加傾向にある。

これらのことから、今後収支の均衡を保ち、安全で利便性の高い公共交通サービスを維持していくためには、経営努力に加え運賃改定が必要と判断し、本件申請を行ったものである。

2. 国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業者からの旅客運賃の

(案)

上限の変更の認可にあたっては、道路運送法第9条第2項に基づき、当該旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることを審査の上、同条第1項の認可をするものとされている。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、公聴会を開催し申請者の陳述及び一般公述人の公述を聴取したほか、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は、次のとおりである。

平年度（原価計算期間）である令和5年度1年間の運賃算定の基礎となる適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）は5,448百万円、現行の旅客運賃による総収入（補助金を含む）は4,184百万円と推定されるので、差引き1,264百万円の不足を生ずるものと見込まれる。これに対して、旅客運賃の上限を主文のとおり改定した場合、総収入（補助金を含む）は4,702百万円と推定されるので、差引き746百万円の不足を生ずるものと見込まれる。なお、国土交通大臣は本件審査にあたり、令和3年12月28日に所管局において見直しを行った人件費の算定方法に基づいて、地域における全産業平均給与額及び総労働時間との比較を行うなど、労働環境改善等の観点も考慮されている。

4. 以上のように、本件申請に係る旅客運賃の上限による総収入は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるので、本件申請は上記2. の認可基準に適合するものである。

したがって、道路運送法第9条第1項に基づき、国土交通大臣が本件申請を認可することは適当であると認める。